(四)　厚生労働大臣は、認定臨床研究審査委員会が(一)の要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、認定委員会設置者に対し、これらの要件に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとすることとした。（第三〇条第一項関係）

(五)　厚生労働大臣は、(四)のほか、認定委員会設置者が3又は3に基づく命令に違反していると認めるとき、その他審査意見業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定委員会設置者に対し、審査意見業務を適切に実施するための方法に関する業務規程の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとすることとした。（第三〇条第二項関係）

(六)　厚生労働大臣は、認定委員会設置者について、次のいずれかに該当するときは、(一)の認定を取り消すことができるものとすることとした。（第三一条第一項関係）

イ　偽りその他不正の手段により(一)の認定、変更の認定又は認定の有効期間の更新を受けたとき。

ロ　認定臨床研究審査委員会が(一)の要件のいずれかに適合しなくなったとき。

ハ　欠格事由に該当するに至ったとき。

ニ　3又は3に基づく命令に違反したとき。

ホ　正当な理由がなくて5の(一)の報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(七)　厚生労働大臣は、(六)により(一)の認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならないものとすることとした。（第三一条第二項関係）

4　臨床研究に関する資金等の提供

(一)　医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者は、特定臨床研究を実施する者に対し、当該医薬品等製造販売業者が製造販売をし、又はしようとする医薬品等を用いる特定臨床研究についての研究資金等の提供を行うときは、当該研究資金等の額及び内容、当該特定臨床研究の内容その他厚生労働省令で定める事項を定める契約を締結しなければならないものとすることとした。（第三二条関係）

(二)　医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者は、当該医薬品等製造販売業者が製造販売をし、又はしようとする医薬品等を用いる特定臨床研究についての研究資金等の提供に関する情報のほか、特定臨床研究を実施する者又は当該者と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者に対する金銭その他の利益（研究資金等を除く。）の提供に関する情報であってその透明性を確保することが特定臨床研究に対する国民の信頼の確保に資するものとして厚生労働省令で定める情報について、厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他厚生労働省令で定める方法により公表しなければならないものとすることとした。（第三三条関係）

(三)　厚生労働大臣は、(一)又は(二)に違反する医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者があるときは、当該医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者に対し、これらに従って(一)の契約を締結すべきこと又は(二)の情報を公表すべきことを勧告することができるものとし、当該勧告を受けた医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとすることとした。（第三四条関係）

5　雑則

(一)　厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定臨床研究を実施する者、認定委員会設置者若しくは医薬品等製造販売業者（その製造販売をし、又はしようとする医薬品等が特定臨床研究に用いられる者に限る。）若しくはその特殊関係者に対して、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事業場に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとすることとした。（第三五条第一項関係）

(二)　(一)の職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないものとすることとした。（第三五条第二項関係）

(三)　(一)の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものとすることとした。（第三五条第三項関係）

(四)　この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができるものとすることとした。（第三六条第一項関係）

(五)　(四)の地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができるものとすることとした。（第三六条第二項関係）

(六)　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定めるものとすることとした。（第三八条関係）

6　罰則

罰則について所要の規定を設けるものとすることとした。（第三九条～第四三条関係）

7　検討

(一)　政府は、この法律の施行後二年以内に、先端的な科学技術を用いる医療行為その他の必ずしも十分な科学的知見が得られていない医療行為についてその有効性及び安全性を検証するための措置について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二条第一項関係）

(二)　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況、臨床研究を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。（附則第二条第二項関係）

8　経過措置等

その他所要の経過措置及び施行前の準備に関する規定を設けることとした。（附則第三条～第五条及び第八条関係）

9　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。

◇投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定（条約第六号）（外務省）

この協定は、投資財産設立後の投資活動の保護等について包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語の定義について定める。（第一条関係）

2　いずれの一方の締約国も、自国の投資家に対し、他方の締約国の領域において投資を行うよう奨励すること等について定める。（第二条関係）

3　いずれの一方の締約国も、自国の関係法令に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等について定める。（第三条関係）

4　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等について定める。（第四条関係）

5　一方の締約国の投資家の投資財産は、他方の締約国の領域において、常に公正かつ衡平な待遇を与えられ、並びに十分な保護及び保障を享受する旨定める。（第五条関係）

6　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の投資財産に関して義務を負っている場合には、当該義務を遵守する旨定める。（第六条関係）

7　一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家による投資に対し、輸出の制限等に係る差別的でない措置を課してはならない旨定める。（第七条関係）

8　いずれの一方の締約国の投資家の投資財産も、収用、国有化等が公共の目的のために、正当な法の手続に従って、差別的でない態様で並びに実効的、迅速及び適当な補償の支払を伴って行われる場合を除くほか、他方の締約国による収用、国有化等の対象としてはならないこと等について定める。（第八条関係）